

大学改革等の推進

文部科学省高等教育局



文部科学省

1. 大学の連携・統合の促進

2. 国立大学改革

3. 私立大学の振興方策

4. 学生への修学支援の重点的・
効率的な実施

地域における大学等の連携・統合の促進に向けた方策

人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、**地方における質の高い教育機会の確保**が大きな課題

- ✓ **大学等は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤**。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換の中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要**。
- ✓ **地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス**。

地域連携プラットフォームの構築

- 地域の**国公立大学等、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場を構築**し、連携体制の強化。地域人材の育成や課題解決に向けて取り組む。

大学等、地方公共団体、産業界等の関係機関がエビデンスに基づき、**地域の現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを議論・共有し、地域の課題解決に向けた連携協力**の抜本的強化を図る。

文部科学省が「ガイドライン」策定

各地域において地域連携プラットフォームの構築や議論を行う際の参考に資する。

課題解決のために実行する事項

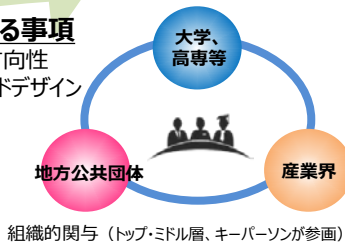
- ✓ 地域課題解決型プロジェクトの実施
- ✓ 人材育成、産業振興

議論することが考えられる事項

- ✓ プラットフォームの目標、方向性
- ✓ 地域の高等教育のグランドデザイン

地域の現状・課題等の共有

- ✓ 地域社会のビジョン等
- ✓ 地域の高等教育の果たす役割
- ✓ 人口動態、地域社会・産業構造



議論の結果、大学等連携推進法人制度を活用することも想定。

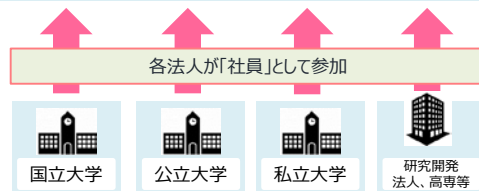
大学等連携推進法人制度の導入

- 多様化するニーズや社会からの要請に応えるため、**各大学等が強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力**して教育等に取り組む。

地域の**大学等が国公私**の枠組みを越えて、**大学等の機能分担や連携開設科目の開設、事務の連携**を進めるなど各大学の強みや特色を生かした連携を円滑に進めるための制度を創設する。(特定分野での連携含む)

(一般社団法人) ○○地域大学ネットワーク機構

- ・連携推進方針の策定
- ・教育 (単位互換、**連携開設科目の開設***、**連携開設科目を活用した教職課程共同設置***、**共同学位での各大学修得単位数の緩和***等)
- ・研究 (産学連携、地域共同研究、研究施設共同利用等)
- ・運営 (FD/SD共同実施、事務の共同実施、物品共同調達等)



※一法人傘下の大学間及び大学等連携推進法人の参加大学間に限定して認める

大臣認定基準(例)

- 連携推進業務の実施が主目的
- 法人として安定的かつ一体的な運営体制が具備
- 大学間の教学管理体制が具備 等



地域の高等教育機会と人材の確保

大学等の連携による課題解決と地域振興、教育研究機能の強化

地域社会の維持・活性化

大学等における遠隔授業

- 大学等では**教室等での対面授業のほか**、これに相当する教育効果が認められる場合には、自宅など**場所によらない遠隔授業**を行うことが可能。
- 卒業要件 1 2 4 単位のうち、遠隔授業による修得単位数は**上限 6 0 単位**。

＜遠隔授業の主な形態＞ ※対面や以下の形態を**組み合わせながら授業を実施**

同時双方向型

講義をリアルタイムで配信。
教員・学生がリアルタイムで意見交換を実施。



オンデマンド型

動画

講義形式の動画で学びつつ、
オンラインで課題提出・質疑応答

教材

教材（スライド資料等）で学びつつ、
オンラインで課題提出・質疑応答



教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ —主な論点—

【具体的な検討課題】

国際的な大学の競争・連携やデジタル化の進展に対応するとともに、今回明らかになった課題を踏まえた、柔軟かつ強靱な仕組みの構築等、次世代の高等教育の在り方

【検討事項例】

1. ニューノーマルにおける大学の姿とはどのようなものであるべきか
 - 時間・場所にとらわれず、社会人のリカレント教育も含め、多様な学修者が学び合い、高め合うことのできる
知的創造空間の提供
 - 対面とオンラインとのハイブリッドによる学修者本位の効果的な教育実践と学修の実質化
 - 学内における教育資源の重点化を通じた多様な学びを後押しする体系的できめ細かな教育の提供
2. グローバルな目線での新たな高等教育の戦略はどうあるべきか
 - ニューノーマルに対応する国際学生交流の展開手法
 - 留学生30万人計画の振り返りと今後の留学生政策
 - 日本の優位性を引き出し、国際競争力の向上に資する教育研究の在り方
3. それらを実現するために必要な方策とは何か
 - 対面とオンラインとのハイブリッド化など、ニューノーマルにおける大学教育を実現するための仕組みの構築
や環境の整備、質保証の在り方（大学設置基準の弾力化など）
 - 社会との接続の在り方や学事暦・修業年限を含めた学びの多様化・複線化（通年入学・卒業・採用など）
 - ニューノーマルにおけるグローバルな目線での新たな高等教育の戦略を踏まえた支援方策
（国際JD制度の柔軟化など）

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会の設置について

【検討の背景】

- 18歳人口の減少、産業構造の変化など、我が国の社会・経済環境が大きく変化していく中で、大学教育に対する期待は高まっており、**大学が特色を発揮し、その変化に対応して大学教育を向上していくことが必要**である。
- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）では、高等教育の**学修者本位の教育への転換の必要性**が指摘されるとともに、その**教育の質保証の在り方を見直す必要**があるとされている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学教育は抜本的な変化が求められ、**新たな在り方に向けた大きな転換期**を迎えている。
- 本部会では、大学の将来像を見据え、平成15年度以降、国の事前規制から大学セクターによる事後チェックへと大きく転換した**現行の質保証の仕組みの検証**を行うとともに、**時代に即した質保証の在り方や大学設置基準の抜本的な見直しなど**について審議を行う。

検討の視点

- Society5.0やニューノーマルなど将来を見据えた大学像
- 大学に対する社会の信頼を確保するための最低限の質保証
- グローバルな社会における我が国の大学の国際通用性
- 実効的かつ効率的な質保証の仕組みの在り方

想定される論点

- ✓ 質保証の仕組みである「大学設置基準」、「設置認可審査（事前チェック）」、「内部質保証」、「認証評価（事後チェック）」それぞれの機能と役割の明確化、バランスについて
- ✓ 定員管理の在り方（入学・収容定員か、学部・大学単位か、社会人・留学生等の取扱い等）について
- ✓ 情報技術の進展を踏まえた授業方法（オンライン教育・遠隔教育の在り方等）について
- ✓ 大学の活動を積極的に説明し、社会的評価を得るといった観点から、大学の教育研究活動等に係る情報公表の促進について

質保証システム部会委員一覧

◎ 吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
○ 日比谷潤子	学校法人聖心女子学院常務理事、前国際基督教大学学長
永田 恭介	筑波大学長
浅田 尚紀	奈良県立大学学長
飯吉 透	京都大学高等教育研究開発推進センター長・教授
杉谷祐美子	青山学院大学教育人間科学部教授
瀧澤美奈子	科学ジャーナリスト
谷本 和子	関西外国語大学短期大学部副学長
土屋恵一郎	元明治大学学長、千葉工業大学特任教授
長谷川知子	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事・SDG s 本部長
濱中 淳子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
宮内 孝久	神田外語大学学長
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学学長
小林 浩	リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
林 隆之	政策研究大学院大学教授
前田 早苗	千葉大学国際教養学部教授
吉見 俊哉	東京大学大学院情報学環教授

◎：部会長、○：副部会長

1. 大学の連携・統合の促進
2. **国立大学改革**
3. 私立大学の振興方策
4. 学生への修学支援の重点的・
効率的な実施